

答 申 第 9 9 号
(諮 問 第 1 0 0 号)

令和 3 年 (2021 年) 11 月 11 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 2 月 15 日付け鎌総第 2974 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年(2020年)8月24日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業都市計画決定について、『公開請求の内容』1、鎌倉都市計画地区計画の決定(鎌倉市決定)の文書 2、鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定(鎌倉市決定)の文書 3、鎌倉市から神奈川県に手続きした文書一式 4、鎌倉市と神奈川県とで協議、確認等した文書一式」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)8月31日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)8月24日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業都市計画決定について、『公開請求の内容』1、鎌倉都市計画地区計画の決定(鎌倉市決定)の文書 2、鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定(鎌倉市決定)の文書 3、鎌倉市から神奈川県に手続きした文書一式 4、鎌倉市と神奈川県とで協議、確認等した文書一式」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は令和2年(2020年)8月31日付け鎌倉市指令都計第18号で、請求された文書のうち「4、鎌倉市と神奈川県とで協議、確認等した文書一式」については全部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)を行うとともに、それ以外の文書については文書が存在していないとして、行政文書不存在決定処分(以下「本件処分2」という。)を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分2に対し、令和2年(2020年)11月13日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）11月13日付けで提出した審査請求書、12月14日付けで提出した反論書及び令和3年（2021年）4月5日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 「鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）」及び「鎌倉都市計画土地地区画整理事業の決定（鎌倉市決定）」の両文書が存在しており、当該文書が公開されていないのは不当である。

イ 当該文書には素案との記載がされていないため公開すべきである。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

令和2年（2020年）12月1日付けで提出された弁明書及び令和3年（2021年）8月6日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、深沢地区の地区計画及び土地地区画整理事業に関する都市計画決定が行われた文書の公開を求めているが、本件請求時点においては、深沢地域整備事業に関連した都市計画法に基づく決定手続及び都市計画決定告示の実施には至っていなかった。
- (2) 審査請求人が提出した文書は、都市計画法に基づく決定手続に入る前の都市計画図書（素案）の一部に過ぎず、審査請求人が公開を求めている文書には該当しない。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件処分2に係る請求対象文書は、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業都市計画決定に関する鎌倉都市計画地区計画の決定文書、

鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定文書及び鎌倉市から神奈川県に対し手続を行った文書である。

- (2) 審査請求人は、当審査会に証拠として提出した「鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）」及び「鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定（鎌倉市決定）」（以下「提出資料」という。）が現に存在していることから、決定文書が存在しないとするとする実施機関の説明は不当であると主張する。

他方、実施機関は、提出資料はあくまで都市計画決定手続を実施するにあたり作成した文書であり、その後、都市計画の告示には至らなかったことから、審査請求人が公開を請求した文書には該当しないと主張する。

- (3) 当審査会が、条例第 21 条第 4 項に規定する調査権限に基づき、提出資料を作成した職員に当該資料を作成した経緯及び深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業に係る都市計画決定の進捗状況を確認したところ、当該資料は都市計画決定手続を実施するにあたり作成した文書であって、鎌倉市まちづくり条例（平成 23 年 10 月 6 日条例第 8 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年（2013 年）11 月 12 日から 12 月 3 日までの間、公聴会の開催のために縦覧に付された、とのことであった。

平成 26 年（2014 年）6 月、鎌倉市は当該資料に係る都市計画決定の手続を見合わせることにし、都市計画決定には至らなかった。その後、改めて村岡・深沢地区土地区画整理事業及び深沢地区計画の案が策定され、令和 3 年（2021 年）7 月 19 日から 8 月 2 日までの間、公聴会の開催のために縦覧に付されていた。

したがって、審査請求人が本件請求を行った当時、本件請求の対象となる行政文書は存在しなかったものと認められる。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 8 / 24	行政文書公開請求書が提出される
8 / 31	行政文書不存在決定通知書送付
11 / 13	審査請求書が提出される（処分庁：都市計画課 審査庁：総務課）
12 / 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
12 / 14	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 2 / 15	審査会に諮問
8 / 6	第126回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 3	第127回審査会で審議
10 / 1	第128回審査会で審議
11 / 11	答申（答申第99号）